

2次避難を検討されている 0～5歳のこどもをお持ちの皆様へ

2次避難先の市町村では、 転園手続をとることなく、 保育所や認定こども園等を利用できます。

- 避難元の市町村で利用していた保育所等が再開した際には、避難元に戻って利用することもできます。
- 2次避難先での保育所等の利用に当たっては、利用料負担が生じないこととしています。
- 被災前に保育所等を利用していなかった方であっても、一時的又は短時間のこどもの預かりとして2次避難先の保育所等での一時預かり事業をご利用できます。

2次避難先の市町村の保育関係の行政窓口に、 ご相談ください。

- 2次避難先の市町村にどのような保育所等があるかは、「ここdeサーチ」で検索することもできます。

※ 避難先での具体的な保育所等の利用については、ぜひ2次避難先の市町村にご相談ください。

「ここdeサーチ」について

知りたい地域の保育所や認定こども園等の情報を、お住まいの地域や最寄り駅などから検索することができます。施設の詳細が地図情報とあわせて閲覧できます。

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

令和8年熊本地震に関するこども家庭庁からのお知らせ

<https://www.cfa.go.jp/policies/others>

